

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第1節 政策医療を担う国立病院・医療所

##### 独立行政法人国立病院機構法案の概要

###### 1 概要

###### (1) 法人の目的

・医療の提供、医療に関する調査および研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべき医療の向上を図り、公衆衛生の向上および増進に寄与する。

###### (2) 業務

- 1)医療を提供すること
- 2)医療に関する調査および研究を行うこと
- 3)医療に関する技術者の研修を行うこと

###### (3) 特定独立行政法人

・機構は特定独立行政法人(役職員に公務員の身分を付与)とする。

###### (4) 施設ごとの経理の明確化

・業績評価ができるよう経理を明確化するため、各施設ごとに財務諸表を作成し、法人全体の決算とあわせて評価委員会の意見を聴いたうえで、公表する。

###### (5) 長期借入金

- ・機構は、施設整備等のために、長期借入や債券を発行することができる。
- ・政府は、予算の範囲内において、機構の長期借入金および債券に係る債務保証を行うことができる。

###### (6) 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

・厚生労働大臣は、災害発生や公衆衛生上の重大な危害発生等の緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な業務の実施を求めることができる。

###### 2 独立行政法人への移行に伴う措置等

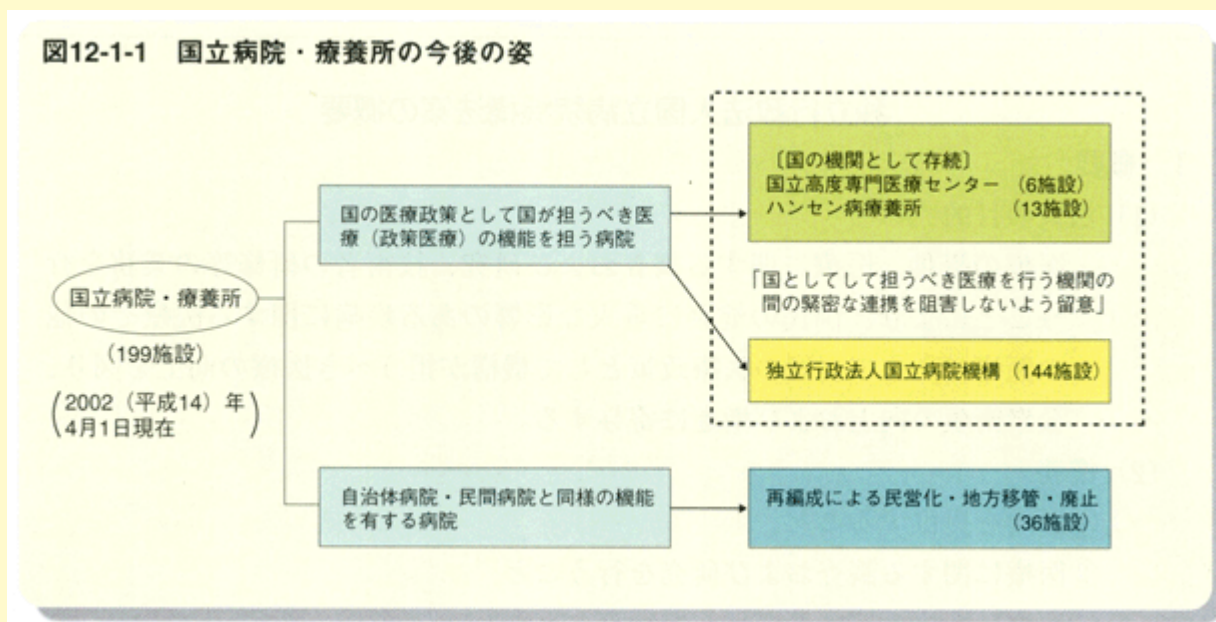
###### (1) 権利義務の承継

・国立病院特別会計の資産・債務は、国立高度専門医療センターに係るもの(現行特会を改組した特別会計で経理)等を除き、機構が承継する。

###### (2) 施行期日

- ・2003(平成15)年10月1日(法人の設立は2004(平成16)年4月1日を予定)

図12-1-1 国立病院・療養所の今後の姿



---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第1節 政策医療を担う国立病院・医療所

##### 1 政策医療の実施と再編成の推進

---

国立病院・療養所は、戦後、旧陸海軍病院などを引き継いで発足し、当時、国民病といわれた結核の治療など国民の医療の向上に大きく貢献してきたが、医療内容の高度化・多様化や他の開設主体による医療機関の量的な充足など医療環境が大きく変化する中で、国立医療機関としてふさわしい役割を積極的に果たすことが求められるようになった。

このため、地域における基本的・一般的医療の提供は原則として他の公私立医療機関に委ね、国立病院・療養所は、広域を対象とした高度又は専門医療など、国の施策として担うべき医療(政策医療)を実施することとした。

具体的には、

- 1)がん、循環器病などに対する高度先駆的医療、
- 2)エイズ、ハンセン病、結核など歴史的・社会的な経緯等により地方・民間での対応が困難な医療、
- 3)国際的感染症、広域災害への対応など国家の危機管理や積極的国際貢献、の各々については、全国的なネットワークを構築し、診療のみならず、臨床研究、教育研修および情報発信と一体となった医療を行うとともに、
- 4)診療報酬支払方式に関するモデル的試行

など、国家的見地から重要な医療政策の実践に取り組んでいるところである。

こうした国立医療機関として担うべき役割を積極的に果たしていくため、限られた経営資源を集中・集約すべく、施設の統廃合、経営移譲等による再編成を強力に推進しているところである。具体的には、1986(昭和61)年に策定した再編成計画に基づき、当時の239施設を165施設(1999(平成11)年に152施設に見直し)に再編成することとしており、2001(平成13)年度末までに51施設の再編成が完了したところである。

また、再編成の一層の促進を図るため、1986年再編成計画対象施設のうち未実施施設(32施設)については、2001年4月に、1999年見直し計画の対象施設のうち未実施施設については2002(平成14)年4月に、再編成の実施時期、経営移譲する場合の引受先の候補等を定めた対処方策を公表したところである。

今後、この対処方策に沿って、地元地方公共団体等関係者の理解を得ながら計画的かつ着実に再編成を実施し、2004(平成16)年度の独立行政法人移行までにおおむね完了させることとしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第1節 政策医療を担う国立病院・医療所

##### 2 経営改善の実行

---

国立病院・療養所が政策医療を安定して遂行するためには、経営改善を着実に実行し、効率的な経営体制の確立を図ることが重要である。

1992(平成4)年度まで国立病院・療養所の財政状況は悪化の一途をたどっていたが、その後、診療収入の確保、経費の節減等の経営改善に努力してきた結果、経常収支率は1992年度には国立病院90.4%、国立療養所76.9%であったが、2000(平成12)年度には国立病院104.4%、国立療養所97.0%まで向上してきており、引き続き経営改善に努めていくこととしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第1節 政策医療を担う国立病院・医療所

##### 3 独立行政法人化に向けた準備

---

国立病院・療養所については、高度かつ専門的な医療センターやハンセン病療養所等を除き、2004(平成16)年度に独立行政法人に移行することとされており、その名称、目的、業務の範囲等について定めた「独立行政法人国立病院機構法案」を2002(平成14)年の通常国会に提出し、継続審議とされたところである。今後、制度設計、実務作業の両面にわたる準備作業を進めていく必要がある。

独立行政法人においては、中長期的な目標の設定、業績の評価、企業会計手法の導入等、運営についての新たな仕組みが導入されることになる。独立行政法人に移行した後も、政策医療を適切に遂行するという国立病院・療養所の役割に変わりはなく、独立行政法人の特徴を生かし、今後、経営の効率性を追求するとともに、医療サービスの質の確保、向上を図ることにより、引き続き政策医療の向上に貢献していくこととしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第2節 規制改革の推進

##### 1 医療・福祉・雇用(労働)分野の規則改革

##### (1) 政府の規制改革推進に関するこれまでの動き

---

政府においては、サービス供給主体間の競争を通じて、サービスの質の向上や経済の活性化を図るため、内閣府に総合規制改革会議を設置(2001(平成13)年4月)し、規制改革の推進に取り組んでいる。この総合規制改革会議では、2001年度は「生活者向けサービス分野」(いわゆる「社会的規制分野」)の改革を中心に据え、医療、福祉・保育、人材(労働)を含む6分野について重点的に検討を行い、2001年12月に「規制改革の推進に関する第1次答申」を公表した。政府は、この答申を受け、2002(平成14)年3月にこれまでの「規制改革推進3か年計画(2001年3月閣議決定)」を改定し、全体として17分野964項目の規制改革事項を含む新たな「規制改革推進3か年計画(改定)」を閣議決定した。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第2節 規制改革の推進

##### 1 医療・福祉・雇用(労働)分野の規則改革

##### (2) 構成労働省における規制改革の取組み

---

###### 1) 医療

医療分野の規制改革の目的は、医療の質の向上、医療の公平性・公正性、医療の効率性を図り、患者本位の医療サービスの実現に資することである。こうした観点から、厚生労働省においては、患者に対する情報提供を進めるための広告規制の大幅な緩和や、レセプト電算処理の推進による医療事務の効率化などに取り組んでいる。

###### 2) 福祉

福祉分野に関しては、これまでNPOや民間企業などによる保育所の設置や、在宅介護サービスにおける多様な事業者の参入拡大など、規制改革の積極的な取組みによるサービスの質の向上を図ってきたところであるが、2001(平成13)年度には、ケアハウスの設置に係る制限の撤廃、PFI制度を活用した施設整備に対する補助の創設により、民間企業によるケアハウスの設置・運営の仕組みが整えられた。また、学校の余裕教室など活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより公立保育所の民間への運営委託を促進することとしている。

###### 3) 雇用(労働)

雇用(労働)分野の規制改革に当たっては、昨今の経済社会の構造変化の中で、我が国の雇用システムのメリットを活かしつつ、多様な働き方を可能とするなど労働者が安心して十分に能力を発揮できるような社会を実現することが必要である。このため、厚生労働省においては、職業紹介や労働者派遣、有期労働契約などの見直しに取り組んでいるところである。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

##### 1 情報化の推進

---

近年における情報・通信技術の目覚ましい進歩は、21世紀の国民生活に大きな変化を与えている。こうした中で、政府は、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」および「e-Japan重点計画」を策定し、情報化に向けた取組みを進めている。

厚生労働省では、「e-Japan重点計画」等に沿って、IT分野での職業能力開発支援や厚生労働行政分野における積極的な情報通信技術の活用などに取り組むこととしている。

---



## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

##### 2 情報化の推進に向けた主な取組み

###### (1) IT分野での職業能力開発支援

---

労働者間の情報格差による雇用のミスマッチや雇用不安の発生を防止し、働く人々のITリテラシーの向上、情報通信分野等の専門的・技術的な業務に従事する者の知識および技術の向上を図るため、多様な水準の職業訓練コースの整備・拡充を行い、2002(平成14)年3月までに約202万人に対してITに係る職業能力習得機会を提供している。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

#### 2 情報化の推進に向けた主な取組み

##### (2) 厚生労働省行政分野の情報化

---

1)

保健医療サービスの質の向上および効率化を図るため、2001(平成13)年12月に「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」を策定し、保健医療分野の情報化を進めている。

2)

障害者に配慮した情報通信関係機器・システムの開発等により、情報バリアフリー環境の整備を推進している。また、ITの利用機会の確保および活用能力の格差是正を図り、社会参加を推進するため、パソコンボランティア指導者の養成を進めている。

3)

求人情報の提供について、インターネットを通じて官民の求人情報を一覧検索できる「しごと情報ネット」の運用を2001年8月から開始し、より一層の情報提供機能の充実を図ることとしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

#### 3 電子政府の実現に向けて

##### 1)

---

「e-Japan重点計画」等では、原則として2003(平成15)年度までに申請・届出等を始め、すべての行政手続等についてインターネット等を利用して行えるようにすることとされている。

これを受けて、厚生労働省では、2003年度までに約2,200件の行政手続等のオンライン化を実施するために、2001(平成13)年度には汎用申請・届出等受付システムの設計や認証局システムの構築等の基盤整備を行っている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

#### 3 電子政府の実現に向けて

##### 2)

---

行政情報の電子的提供を推進するため、利用者に使いやすいホームページの構築を行い、ホームページを活用した情報提供を積極的に推進し、より一層の情報提供の拡充を図ることとしている(厚生労働省ホームページアドレス<http://www.mhlw.go.jp>)。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第3節 情報化の推進

##### 4 個人情報保護

---

政府は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、2001(平成13)年3月に「個人情報の保護に関する法律案」を国会に提出した。

保健医療福祉雇用分野においても、個人情報の保護と適正な情報の利活用との調和は重要な課題であり、「個人情報の保護に関する法律案」を踏まえながら個人情報のあり方について検討を進めている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第4節 特殊法人・公益法人に関する取組み

##### 1 特殊法人に関する取組み

---

政府は、2000(平成12)年12月に閣議決定された「行政改革大綱」等に基づき、特殊法人等の改革に取り組んできた。厚生労働省で所管している特殊法人等は、いずれも国民や勤労者の暮らしや仕事に直結した重要な役割を果たしているものであるが、厚生労働省としても、このようなセーフティネットとしての機能を十分踏まえつつ、その事務・事業や組織形態について徹底した見直しを行ったところである。

その結果、2001(平成13)年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」では、厚生労働省で所管している特殊法人等について、2法人を廃止・他の組織と統合、4法人を民間法人化、6法人を独立行政法人化すること等とされたとともに、施設や融資事業の廃止等に取り組むこととされたところである。今後は、この計画を踏まえ、本年度から実施することができるものは直ちにその具体化を図るとともに、その他の事項についても、2005(平成17)年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に具体化できるように、取り組んでいくこととしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第4節 特殊法人・公益法人に関する取組み

##### 2 公益法人に関する取組み

---

公益法人の改革については、2002(平成14)年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、公益法人の行う検査・検定等について、国の関与を最小限とし透明性の高い制度への見直しを図るほか、公益法人に対する補助金等について、国からの補助金等への依存割合の低減、交付された補助金等の第三者への再分配・再交付の抑制等の措置を講じることとされたところである。今後は、この計画を踏まえ、2005(平成17)年度までに、必要な措置の着実な実施に取り組んでいくこととしている。

また、公益法人の指導監督についても、(財)ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団(KSD)の問題等を踏まえて、2001(平成13)年2月に、政府として、その全面的な見直しを行った。厚生労働省においても、2001年4月から、指導監督の責任体制を確立するとともに、少なくとも3年に1回の立入検査を実施するなど、指導監督の一層の強化・徹底を図っているほか、インターネットを通じて、それぞれの公益法人の業務や財務等に関する情報の公開を進めている。今後も引き続き、所管公益法人の適正な業務運営の確保に取り組んでいくこととしている。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 厚生労働省に対する開示請求

情報公開法上、厚生労働省本省とその外局である中央労働委員会や社会保険庁は別の機関とされているため、開示請求もそれぞれに対して行う必要がある。また、地方厚生局、都道府県労働局、検疫所等の施設等機関についても、地方在住者の便宜を考慮して権限・事務が委任されているため、それぞれに対して開示請求を行うこととなる。

厚生労働省としては、開示請求の利便に資するため、厚生労働省のホームページに情報公開のコーナーを設けており、

1)情報公開制度の仕組み、

2)情報公開関係法令等、

3)各情報公開窓口の案内、

4)開示請求申請書等様式、

5)開示請求手数料、

6)行政文書ファイルの検索それぞれの機関の開示請求の窓口、開示請求書等の様式、開示・不開示の審査基準、行政文書ファイルの検索

等を行うことができる。(http://koukai.mhlw.go.jp/p\_doc/index2.html)



## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 1 情報公開法の施行

---

2001(平成13)年4月1日、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が施行されてから、1年以上が経過したところである。この法律は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人にも国の行政機関の保有する文書の開示を求める権利を定めたものであり、厚生労働省としても、情報公開法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された6つの類型(

- 1)個人に関する情報、
- 2)法人等に関する情報、
- 3)国の安全等に関する情報、
- 4)公共の安全等に関する情報、
- 5)審議、検討等に関する情報、
- 6)事務・事業に関する情報

)に該当するもの以外のものは開示している。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 2 窓口対応等の工夫

---

厚生労働行政は、特に国民生活に密接に関連することから、厚生労働省の情報公開制度は利用者にとって、より身近で利便性の高いものである必要がある。そのため、窓口において、できる限り懇切丁寧に応対し、文書の特定に努めているところであり、求められた行政文書が行政サービスで提供できるもの(報道公開資料、パンフレット等)である場合、又は求められた行政文書を保有していない場合等は、窓口においてその旨を説明し、開示請求者のニーズに沿うように適宜対応をとっている。また、開示請求と行政相談とを同じ場所(中央合同庁舎第5号館2階)で行えるようにし、両制度が相まって情報の公開が一層推進するように努めているところである。また、厚生労働省のホームページの中に情報公開のコーナーを設け、情報公開制度の仕組み等の検索を行うことができるようにし、誰もが手軽に情報公開制度を理解、活用することができるように努めているところである。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 3 開示請求・決定等の状況

---

2001(平成13)年4月から2002(平成14)年3月末までの厚生労働省に対する開示請求件数は3,818件であり、その内訳は、本省受付分として2,906件、地方厚生局、都道府県労働局、施設等機関の受付分として912件であった。この受付件数は他府省庁と比較しても相当程度多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。同じ時期における開示決定等件数は2,959件(取下げが629件)であり、その内訳は、本省受付分が2,131件、その他受付分が828件であった。開示決定等件数のうち、開示請求に対し行政文書をすべて開示した件数が455件、部分的に開示した件数が1,959件、開示を行わなかった件数が545件であった。

---

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第5節 情報公開の推進

##### 4 独立行政法人等の情報公開

---

2001(平成13)年11月に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」が成立し、2002(平成14)年10月1日に施行されることとなっている。厚生労働省においても、所管する独立行政法人等が適正な情報公開制度を提供できるよう、独立行政法人等に対する情報提供等に努めているところである。

---

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

### 第12章 行政体制の整備

#### 第6節 政策評価の取組み

---

国民生活に密接した幅広い分野を担当する厚生労働省においては、政策評価を全省的に実施することにより、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供などを通じて、国民生活の向上により一層貢献することを目指すこととしている。このため、2001(平成13)年度においては「政策評価に関する標準的ガイドライン」(2001年1月15日政策評価各府省連絡会議了承)に基づき「厚生労働省政策評価実施要領」および「厚生労働省平成13年度政策評価運営方針」を策定し、目標設定、事前・中間評価等、精力的に政策評価に取り組んだ所である。

2002(平成14)年4月1日以降は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)および「政策評価に関する基本方針」(2001年12月28日閣議決定)に基づき、新たに厚生労働省において「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」および「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」(共に2002年3月29日厚生労働大臣決裁)を策定し、中期的な見通しの下、引き続き、目標設定、評価手法等の改善を図りつつ政策評価を実施することとしている。

---